

大和市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第34号

大和市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和44年大和市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附則第2項中「第2条第7号」を「第2条第4号」に改める。

別表第1第2条第2号の事業の項条件の欄中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表第2条第6号の事業の項範囲の欄中「第2条第6号」を「第2条第3号」に改め、同表第2条第7号の事業の項範囲の欄中「第2条第7号」を「第2条第4号」に改める。

別表第3第2条第6号の事業の項範囲の欄中「第2条第6号」を「第2条第3号」に改め、同表第2条第7号の事業の項範囲の欄中「第2条第7号」を「第2条第4号」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。